

お客様各位

**プライスウォーターハウスクーパース
中国移転価格税制セミナー in 上海
中国新移転価格ガイドライン「特別納税調整管理規程」の公布**

**「移転価格文書化対応等最新規定の解説と
納税者としての具体的対応方針のご説明」**

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より弊社プライスウォーターハウスクーパースへの多大なご支援を賜りまして誠に有難うございます。

本年1月9日、移転価格の文書化規定を含む特別納税調整に関する規定が正式に公布されました。国内、国外を問わず、年間の関連会社間取引が2億円を超える企業等について移転価格の分析文書の作成が義務付けられました。2008年度の移転価格分析文書の作成期限は、適用初年度ということもあり、2009年12月31日に延長が認められました。従いまして、まだ移転価格分析文書を準備されていない企業にとっても、当年度については、一定の作成期間が残されている状況です。

特別納税調整に関する規定には、移転価格の文書化規定のほか、事前確認制度(APA)やコストシェリング、過小資本税制などの重要規定も含まれております。さらには、2009年5月末が申告期限の企業所得税の確定申告書に、関連企業間取引に関する別表の添付が求められており、こちらに関しては、すべての企業に対応が求められております。

プライスウォーターハウスクーパースでは、下記に日程でセミナーを開催し、特別納税調整に関する重要規定の内容、企業所得税の確定申告書に添付する関連企業間取引に関する別表の書き方を詳細に解説いたします。また、中国の移転価格税制に関して、十分なご経験や情報をお持ちでない企業の皆様にも有意義なセミナーとなるよう、各企業として求められる対応方針や、個々の具体的な作業内容などといった、中国の移転価格税制や文書化対応の基礎についてもあわせて説明をさせていただきます。

参加ご希望の方は添付申込書に必要事項をご記入の上、プライスウォーターハウスクーパース上海事務所日系企業マーケティング支援担当－安木恵美宛にファックス (86-21-2323-8800) もしくはメールを頂きますよう宜しくお願い致します。この機会に是非ご参加頂き、皆様の中国ビジネスに対するご理解がより一層深まりますようお願い申し上げます。

尚、ご質問等ございましたら、土田(Tel: 86-21-2323-3947) 安木(Tel: 86-21-2323-3486)までお気軽にご連絡ください。

敬具

2009年1月
プライスウォーターハウスクーパース
日系企業サービス担当パートナー 齊藤 剛
移転価格税務シニアマネージャー 土田 保成
税務マネージャー 後藤 洋一
税務マネージャー 山下 泰樹

日 時:2009年2月10日(火)

午後1時30分から午後4時30分(受付開始午後1時から)

参加費用:無料

使用言語:日本語

会 場:普華永道中心11階 Huai hai Room 1&2

住 所:上海市湖濱路202号

電話番号:86-21-23233947(土田)・86-21-23233486(安木)

定 員:150名

* 誠に恐れ入りますが、150名にて締め切りとさせていただきますので、お早目のお申し込みをお勧めいたします



プライスウォーターハウスクーパースプライスウォーターハウスクーパース中国移転価格税制セミナーの内容は、下記の通りです。

セミナー内容

- 新ガイドラインにおける文書化規定とその他重要ポイントの内容及び解釈
- 文書化対応の具体的なアクションプラン
- 中国での文書化対応と日本の移転価格税務との関連

当セミナーに参加ご希望の方は下記の項目に必要事項をご記入頂き、**2月5日までにファックスにて返信して頂くか、下記の項目内容を E-Mail にてお送りください。**宜しくお願ひ致します。

宛先 : プライスウォーターハウスクーパース上海事務所 安木恵美宛
電話番号(直通) : (86 21) 2323 3486
ファックス番号 : (86 21) 2323 8800
E-mail : emi.yasuki@cn.pwc.com

《**プライスウォーターハウスクーパース中国移転価格税制セミナー in 上海**》

貴社名			
御住所			
ご連絡先担当者名			
お電話番号		FAX 番号	
E メールアドレス			

ご参加人数: _____

ご芳名	お役職

ご質問